

意見案第 8 号

湊川上流域に立地する産業廃棄物処分場の漏洩対策の徹底と漏洩中の処分場の上に増設される拡張計画に反対する意見書について

上記意見案を別紙のとおり富津市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 25 年 9 月 25 日

提出者 富津市議会議員 佐久間 勇

賛成者 同 平野英男

同 高橋謙治

同 平野良一

同 石井志郎

富津市議会議長 平野明彦 様

湊川上流域に立地する産業廃棄物処分場の漏洩対策の徹底と 漏洩中の処分場の上に増設される拡張計画に反対する意見書

趣旨

富津市湊川上流域大塚山にある大平興産(株)の産業廃棄物処分場の第二処分場については漏洩「追加対策工事」が行われていますが、漏洩が抑えられたと判断できる状況ではありません。優先すべきは漏洩対策の徹底でありますので、その処分場の上に第三処分場の増設を許可しないよう要請します。

湊川の水は農業用水として利用されており、アユの放流も行われ、また河口では漁業・海苔の養殖などが行われ地元産業の貴重な水資源となっており、湊川は絶対的に保全しなければなりません。

漏洩している第二処分場は不透水性岩盤を利用した遮水シートを敷かない処分場です。2006年8月高濃度の塩化物イオンが観測井戸から検出され、千葉県は搬入を停止させ、事業者の原因究明と対策の実施を求めました。原因は、「省令の定める不透水性岩盤でなかった」ことがわかりました。その後、現在までの6年間「揚水対策」を行いましたが漏洩は止まらず現在に至ります。

新たに始めた「追加対策」工事は「仕切り壁設置」「kd38層への遮水シート敷設」「下流部の目詰まり」の三つを行うとしています。しかしこの対策で本当に止まるのか懸念があります。また漏洩している第二処分場の上に86万トンの増設をすることは新たな負荷をかけるのではないかと懸念されます。第三処分場の増設許可をしないよう要望します。

湊川は、高宕山山系を水源地帯として、湊の市街を経て東京湾に注ぐ県内有数の意義ある川であります。湊川は、地域一帯の農業用水の水源地であり、また「アユの放流をしている湊川漁業協同組合や河口付近の海苔の養殖をおこなっている漁民にとってはまさに「命の川」であります。現在は停止をしておりますが、湊川は飲料水の水源地でもあり将来の再利用を考えますと公共用水として絶対的に維持管理していかなければなりません。

また、本処分場の問題点等の対応につきましては、許可権者である千葉県で責任を持って、処理されますよう併せて要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

富津市議会議長 平野明彦

千葉県知事 鈴木栄治 　　あて